

学生と教師のための著作権基礎知識

— 学生生活や教育場面に対応して —

大学生活と著作権

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| (1) 論文・レポートや研究発表 | (9) コンピューターソフトのコピー |
| (2) 図書館での書籍等のコピー | (10) 自己のウェブサイトでの他人の著作物の利用 |
| (3) 講義や授業での使用 | (11) 屋外にある著作物の写真のウェブサイトへのアップ |
| (4) 授業の一環としての演奏会や演劇発表 | (12) 自分のウェブサイトから他人のウェブサイトへのリンク |
| (5) サークル活動の一環としての演奏会や演劇発表 | (13) インターネット上の掲示板や動画投稿サイト |
| (6) 大学祭等での映画等の上映会 | (14) ファイル交換ソフトの使用 |
| (7) 大学祭等での芸能人によるイベント | (15) ネットオークション |
| (8) CD・DVD等のコピー | |

他人の著作物を利用するには

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| (1) 他人の著作物の利用 | (3) 自由利用マーク |
| (2) 著作権者の許諾が必要ない場合 (著作権が制限される場合) | |

もっと知りたい! 著作権

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 著作権を守る法律 | (4) 著作権法の特徴 |
| (2) 著作物とは? 著作者とは? | (5) 著作権はいつまで保護されるのか? |
| (3) 著作権とは? | (6) 著作権を侵害すると? |

学校教育と著作権 — 教員になるみなさんへ —

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 著作権法35条について | (3) 著作権法35条の限界 |
| (2) 児童・生徒の著作権について | |

著作権情報

京都教育大学 現代GP

2008年11月

学生と教師のための著作権基礎知識

— 学生生活や教育場面に対応して —

はじめに

現代社会は、書籍や新聞、雑誌等の従来からあるメディアのほかインターネットが加わり、情報があふれる状態にあります。それらの情報の一つに著作物があります。

著作物は、それを考え出した人の人権そのものという性質や文化の発展に寄与するという性質をもつと同時に、経済的な財産としての性質も併せ持っています。

著作権は、作者の人権や経済的な財産としての性質を保護することで、著作物の創作を促進し、人類の文化の発展に寄与するための権利です。

**一人一人が他人の著作権や著作物を尊重して正しく利用することが、
人権の尊重につながり、豊かな文化の発展をもたらします。**

著作権や著作権法はととても混み入っています。ここでは著作権のほんの基礎的事項をあつかっているだけなので、分からない点がでてきたら自分でも調べてみてください。

疑問に思う点があったら、自分が作者や著作権者の立場になって、どんなことをされたら嫌か、どんなことをされたくないかと考えてみてください。

自分がされたら嫌なことは他人も嫌なのです。

なお、本冊子で示す条文は特に断りのないかぎり、著作権法の条文を示します。

例) (1条) → (著作権法第1条)

大学生活と著作権

大学生活では、著作権や著作物に配慮しなければならない場面が数多くあります。こんな時はどうしたらいいのか、ということ場面ごとに考えてみましょう。

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| (1) 論文・レポートや研究発表 | (10) 自己のウェブサイトでの他人の著作物の利用 |
| (2) 図書館での書籍等のコピー | (11) 屋外にある著作物の写真のウェブサイトへのアップ |
| (3) 講義や授業での使用 | (12) 自分のウェブサイトから他人のウェブサイトへのリンク |
| (4) 授業の一環としての演奏会や演劇発表 | (13) インターネット上の掲示板や動画投稿サイト |
| (5) サークル活動の一環としての演奏会や演劇発表 | (14) ファイル交換ソフトの使用 |
| (6) 大学祭等での映画等の上映会 | (15) ネットオークション |
| (7) 大学祭等での芸能人によるイベント | |
| (8) CD・DVD等のコピー | |
| (9) コンピューターソフトのコピー | |

(1) 論文・レポートや研究発表

論文やレポートを作成する際、他人の著作物を利用しなければならない場合があります。例えば、書籍等に掲載された資料を利用したり、他人の意見を記載する場合は、**引用の原則**を守ることによって利用することができます。

引用の原則

- 公表された著作物からの引用であること
- 論文等の引用として正当な範囲内であること
- 引用部分が本文と明確に区別されていること
- 引用部分が本文からみて従であること
- 引用に必然性があること
- 必要最小限の引用であること
- 出典を明示すること
- 勝手な改変を加えないこと

(2) 図書館での書籍等のコピー

引用だけでなく、書籍等の資料を図書館でコピーしなければならないこともあります。この場合、**調査研究のために公表された著作物の一部分を一人につき1部だけコピーすることは認められます**。従って、未公表の資料や単なる娯楽目的のためのコピーや書籍の一冊丸ごとのコピーは認められません。また、コピーが認められるのは、慣行として著作物の半分までとされています。

ただし、すべての図書館においてこのようなコピーが認められているわけではなく、公共図書館のように政令で定める図書館等に限定されます。もちろん、本学の図書館も政令で定める図書館にあたります。

(3) 講義や授業での使用

学校教育では、他人の著作物を利用しなければならない場面が数多くあります。その都度、著作権者の許諾を得ていると学校教育が円滑に行えないので、一定の条件を満たした場合には著作権者の許諾なしに著作物を利用できるようになっています。教育実習でも同様に、授業の過程での使用にあたります。ただし、無制限、自由に利用できるわけではなく、以下の条件を満たした場合だけ、著作権者の許諾が不要になります。

1) 学校その他の営利を目的としない教育機関であること。

塾や予備校のような営利目的の教育機関で、他人の著作物を利用する際には、著作権者の許諾が必要になります。

2) 授業等を担当する教員やその授業を受ける生徒自身がコピーすること。

3) 授業の中でそのコピーを使用すること。

4) 必要な限度内の部数であること。

授業を受ける生徒の数を大幅に超えたコピーは著作権者の許諾が必要になります。

5) 著作権者の利益を不当に害しないこと。

ドリルや参考書等の販売目的の著作物をコピーするには、著作権者の許諾が必要になります。

6) 慣行があるときは「出所の明示」をすること。

授業の様子をビデオ撮影、写真撮影あるいは録音したものを後日ネット等で配信したり、DVD等に記録して配布したりすることは、授業で使用した著作物の著作権者の公衆送信権や複製権を侵害することになりますので、ネット送信のためには、著作権者の許諾が必要になります。

なお、ネット送信やDVD配布等のために著作権者の許諾を受けたとしても、授業を受けた生徒達の姿がはっきりとわかる場合には、肖像権や個人情報の問題が生じますので、注意が必要です。

ただし、授業の様子を遠隔地にネット等で送信したものを利用し、遠隔地でも**同時に授業を行う場合**には著作権者の許諾は不要です。

(4) 授業の一環としての演奏会や演劇発表

原則として営利を目的とせず、聴衆や観客から料金を受けず、実演家等に報酬を支払わない場合には、公に上演や演奏することが認められています。

サークル活動の場合と異なる点は、授業の一環としての活動ですので、演奏等に伴う歌詞コピー等の資料の配布も必要と認められる限度内で、かつ著作権者の利益を不当に害することがない場合は、著作権者の許諾なしに認められます。ただし、練習用の脚本や台本のコピーは原則として著作権者の許諾が必要です。

また、上演等にあたってその内容の改変も、必要と認められる限度内で、かつ著作権者の利益を不当に害することがない場合は、著作権者の許諾なしに認められます。なお、ここでいう上演や演奏には、いわゆるライブのものに限らず、CDやDVD等を再生装置を用いて上映する場合も含まれています。

(5) サークル活動の一環としての演奏会や演劇発表

原則として営利を目的とせず、聴衆や観客から料金を受けず、実演家等に報酬を支払わない場合には、公に上演や演奏をすることが認められています。

しかし、授業の一環として行う場合とは違って、演奏等に伴って歌詞コピー等の資料を配布することは、著作物の複製にあたりますので、著作権者の許諾が必要になります。また、上演等にあたってその内容を改変することは同一性保持権の侵害にあたるため著作権者の許諾が必要になる場合があります。

なお、サークル活動の一環としての新歓ポスターや演奏会等のポスター等にアニメやマンガのキャラクターを使用する場合には、著作権者の許諾が必要となります。

聴衆や観客から料金を受け取ったり、実演家に報酬を支払う場合などは、著作権者の許諾が必要になりますので、著作権者や著作権を管理する団体（例えば、JASRAC等）に相談してください。

(6) 大学祭等での映画等の上映会

正当に購入したビデオやDVDを利用した上映会は、営利を目的とせず、聴衆や観客から料金を受けないのであれば、著作権法上の問題はないと思われます。ただし、レンタルや上映を禁止しているビデオやDVDもあります。

レンタルショップからレンタルしたビデオやDVDを上映する場合は、営利を目的とせず、聴衆や観客から料金を受けないものであっても、レンタルショップの会員規約等で上映が禁止されると、会員規約違反になるおそれがありますので注意が必要です。

(7) 大学祭等での芸能人によるイベント

大学祭等のイベントに芸能人を招聘して行うイベント自体には特に問題はないと思われますが、そのイベント自体を撮影してウェブサイトに掲載する場合には著作権者の許諾が必要になります。上演者である芸能人自身、そのコンテンツの著作権者やその芸能人が所属するプロダクションが、この場合の著作権者にあたる人が多いと思われます。

入場料を徴収しない場合であっても、芸能人の所属プロダクション等に出演料を支払う場合には、著作権者の許諾が別途必要になることがあります。

実際にはプロダクションが著作権管理を行っていることが多いと思われます。しかし、契約時には著作権の問題にも注意を払ってください。

(8) CD・DVD等のコピー

家庭内や個人的使用であれば著作権者の許諾なしにコピーすることができます。

販売を目的としたコピーや、家族(家族に準ずる人を含む)以外の人に譲るためのコピーの場合には著作権者の許諾が必要になります。例えば、友達は、家族(家族に準ずる人を含む)以外の人になるので、友達に譲るためのコピーも著作権者の許諾が必要です。

なお、個人的に使用する目的であっても、自分でコピーせずいわゆるダビング屋でコピーすることは認められません。また、CD等のコピーガードを外す機械等を使用してコピーすることも許されません。

(9) コンピューターソフトのコピー

CD-ROM等に記録されたコンピューターソフトをコピーすることは、バックアップ目的を除いて原則として著作権法上問題があります。

1つのコンピューターソフトをコンピュータにインストールする場合には、許諾されている台数以上のコンピュータにインストールすることは許されません。

学生にはアカデミーバックやアカデミックバックと称して通常より安価にコンピューターソフトが提供されていることが多いのでその利用をお勧めします。

(10) 自己のウェブサイトでの他人の著作物の利用

自分で描いたものであっても、他人の著作物であるキャラクターを模倣したものであれば、そのキャラクターの著作権者の許諾が必要になります。また、自分で演奏した楽曲であっても他人の作品を演奏したものであれば、その楽曲の著作権者の許諾が必要になります。

なお、他人の著作物の名称や出版社名、発行年等の単なるデータを掲載することに著作権法上の問題はありません。

ただし、書籍の表紙や本文中の写真、イラスト、絵画等の著作物や、書籍に掲載されているあらすじ紹介等を掲載する場合は著作権者の許諾が必要になります。

(11) 屋外にある著作物の写真のウェブサイトへのアップ

彫刻は美術の著作物の一つです。しかし、屋外にある美術の著作物は、原則として著作権者の許諾なしに利用することができます。

ただし、自分が撮影した写真に限ります。他人が撮影した写真であれば、ウェブサイトへのアップに際してその写真の著作権者の許諾が必要になります。

その他、屋外にある著作物としては彫刻のほかには建築物等があげられます。

(12) 自分のウェブサイトから他人のウェブサイトへのリンク

リンク自体は、リンク先ウェブサイトのインターネット上のいわば住所 (URL) を示しその住所へ直接移動させる機能を有するだけなので、著作権法上の問題になることはありません。

ただし、インターネットブラウザソフトのいわゆるフレーム機能を利用してフレーム内に他人のウェブサイトの内容をそのまま表示するようにした場合には著作権の侵害になることがあります。

また、ウェブサイトに『無断リンク禁止』とある場合は著作権法上の問題というよりはいわゆるネチケットの問題になりますので、リンクの許可を受けた上でリンクすべきでしょう。

(13) インターネット上の掲示板や動画投稿サイト

これらのサイトに自己の著作物（他人の著作物を無断で利用していないものに限る）を投稿することは著作権法上特に問題はありません。ただし、写っている人たちが特定できるような場合には、個人情報や肖像権の問題が生じるおそれがあるので注意が必要です。もちろん、他人の著作物を無断で投稿することは著作権の侵害になります。

また、これらのサイトに掲載された他人の著作物を利用する場合には著作権者の許諾が必要になります。

インターネットの掲示板や動画投稿サイトといった新しいメディアであっても、著作権に関しては、書籍等の昔からあるメディアとなんら変わるところはないことを肝に銘じてください。

なお、現時点では、違法にアップロードされたコンテンツをダウンロードすること自体は著作権侵害ではありませんが、ダウンロード自体も著作権侵害とする著作権法の法改正が検討されています。

(14) ファイル交換ソフトの使用

ファイル交換ソフトの利用そのものは著作権法上の問題はありませんが、ファイル交換ソフトを使用して他人の著作物を配信する場合は、著作権者の許諾が必要になります。

ファイル交換ソフトは、著作権法上の問題だけでなく、コンピューターウイルスや個人情報の流出といった大きな問題も含んでいますので、その点に深く注意を払った上での利用が望まれます。

(15) ネットオークション

他人に著作権があるイラストやキャラクターグッズをネットオークションで販売することは著作権法上の問題はありませんが、その商品の写真をアップすると著作権の侵害になるおそれがあります。

例えば、書籍を販売する場合、販売する書籍の表紙をそのまま撮影した写真のアップも著作権の侵害になるおそれがあります。この場合には書籍の表紙を真正面から撮影するのではなく、書籍そのものを撮影するように例えば斜め方向から見たように撮影するといった配慮が必要です。

他人の著作物を利用するには

ここでは、他人の著作物を利用するための手順について著作権法を参照しながら考えてみましょう。

- (1) 他人の著作物の利用
- (2) 著作権者の許諾が必要ない場合（著作権が制限される場合）
- (3) 自由利用マーク

(1) 他人の著作物の利用

例えば、他人の著作物である楽曲を演奏してCDとして発売する場合にはどのような手続が必要になるのでしょうか。

- 1) **その楽曲に著作権が現存している場合には、著作権者の許諾を得る必要があります(63条)。**
例えば、作曲者、作詞者、編曲者のように著作権者が複数人存在する場合は、著作権者全員の許諾が必要になります(65条)。著作権者や著作権を管理する団体(例えば、JASRAC等)に相談してください。
- 2) 著作権が消滅している著作物の場合には自由に利用することができます。
- 3) 著作者が不明、例えば、著作権者が誰だか分からない、どこにいるのか分からない、著作権者の相続人が誰だか分からない、ということもあります。このような場合には、まず該当者を探し出すことが必要です。相当な努力を払って探してもそれでも分からない場合には、文化庁長官の裁定を受け、補償金の供託を行うことで、文化庁長官が著作権者に代わって許諾を与え、適法にその著作物を利用することができる制度が利用できます(67条)。

(2) 著作権者の許諾が必要ない場合（著作権が制限される場合）

著作権が存続している著作物を利用する場合であっても、著作権者の許諾が必要ない場合があります。

ただし、著作権者の許諾が必要ない場合でも、著作者人格権は制限されることはありません。また、原則として利用した著作物の出所明示が必要になります。さらに、それぞれの目的によって厳密な条件が課されており、その範囲内での利用に限りますので、十分な注意が必要です。

1) 私的使用のための複製(30条)

私的使用という用語は、一般的に考えるものより範囲が狭いことに注意が必要です。例えば、AさんがもっているDVDを友達Bさんのためにコピー(複製)することは、たとえ、無料であっても私的使用のための複製にはあたりません。使用する者自身、この場合はBさん自身が自分で複製しなければ、私的使用のための複製にはあたりません。

2) 図書館等における複製(31条)(P.1参照)

3) 引用(32条)

引用の原則を守った上で著作権者の許諾を得ることなく著作物を利用できます。

引用の原則

- | | |
|-------------------------|------------------|
| a) 公表された著作物からの引用であること | e) 引用に必然性があること |
| b) 論文等の引用として正当な範囲であること | f) 必要最小限の引用であること |
| c) 引用部分が本文と明確に区別されていること | g) 出典を明示すること |
| d) 引用部分が本文からみて従であること | h) 勝手な改変を加えないこと |

4) 教育目的での利用(「学校教育と著作権—教員になるみなさんへ—」(P.11~12) 参照)

- 教科用図書等への掲載(33条)
- 教科用拡大図書等の作成のための複製(33条の2)
- 学校教育番組の放送等(34条)
- 学校その他の教育機関における複製等(35条)
- 試験問題としての複製等(36条)

5) 福祉目的

- 点字による複製等(37条)
- 聴覚障害者のための自動公衆送信(37条の2)

6) 営利を目的としない上演等(38条)

7) その他(39条~47条の2)

- 時事問題に関する論説の転載ほか

(3) 自由利用マーク

自由利用マークというものがあります。著作権者が、自分の著作物を他人に自由に利用してもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークです。自由利用マークには次の3種類があります。

1) 「プリントアウト・コピー・配布無料」OKマーク



コピーOK

プリントアウト、コピー及び無料の配布のみを認めるマークです。従って、変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案などは認められません。

そのままでのプリントアウト、コピー、無料配布が認められるだけです。

営利目的であっても、無料配布であれば認められます。

2) 「障害者のための非営利目的利用」OKマーク



障害者OK

障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマークです。このOKマークがあれば、変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども認められます。

ただし、このOKマークがあり、障害者のためであったとしても営利目的の利用は認められません。

3) 「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク



学校教育OK

学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマークです。

たとえ、このOKマークがあり、学校教育のためであったとしても営利目的の利用は認められません。

もっと知りたい！著作権

ここでは、著作物や著作権についてもっと知りたいと思った人に著作権の世界への入り口を示します。

- (1) 著作権を守る法律
- (2) 著作物とは？ 著作者とは？
- (3) 著作権とは？
- (4) 著作権法の特徴
- (5) 著作権はいつまで保護されるのか？
- (6) 著作権を侵害すると？

(1) 著作権を守る法律

著作物は、著作権法によって保護されています。

著作権法は、特許法や商標法等が含まれる知的財産権法の一つであって、著作物の公正な利用と著作権者等の保護を図り、文化の発展に寄与することを目的とする法律です。

なお、著作権法は科学技術の発展に伴って頻繁に法改正が行われていますので注意が必要です。

(2) 著作物とは？ 著作者とは？

1) 著作物とは？

著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいいます(2条1項1号)。

単なるデータは著作物にあたりません。著作物は**思想または感情**を表現したものであることが必要だからです。また、アイデア等は著作物にはあたりません。著作物は思想または感情を**表現したものである**ことが必要だからです。さらに、他人の作品の単なる模倣も著作物にあたりません。著作物は、思想または感情を**創作的**に表現したものだからです。また、工業製品等は著作物にあたりません。著作物は、**文芸、学術、美術または音楽の範囲**に属するものでなければならぬからです。

2) 著作物の具体例(10条1項)

・小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物 ・音楽の著作物 ・舞踊又は無言劇の著作物
・絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物 ・建築の著作物 ・地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物 ・映画の著作物 ・写真の著作物 ・プログラムの著作物

3) 著作者とは？

著作者とは、著作物を創作する者をいいます(2条1項2号)。一般的には、小説家や漫画家や作曲家などの創作活動のプロだけが、著作者になると思われているようですが、創作活動のプロでなくても、小説を書いたり絵を描いたりすれば、それを創作した者はだれでも著作者となります。例えば、幼稚園児であっても絵を描けばその絵の著作者となり、作文を書けばその作文の著作者となります。

(3) 著作権とは?

著作権は表に示すように、大きく分けて著作者人格権、著作者財産権(いわゆる著作権)及び著作隣接権があります。

著作権	著作者人格権	<p>公表権(18条) 未公表の著作物を無断で公表されない権利</p> <p>氏名表示権(19条) 著作者の名前の表示を求める権利</p> <p>同一性保持権(20条) 著作物を無断で改変されない権利</p>
	著作者財産権	<p>複製権(21条) 著作物を無断で複製されない権利</p> <p>上演権、演奏権(22条) 著作物である演劇等を無断で公衆向けに上演等されない権利</p> <p>上映権(22条の2) 著作物である映画等を無断で公衆向けに上映されない権利</p> <p>公衆送信権(23条) 著作物を無断で公衆向けに送信されない権利</p> <p>口述権(24条) 言語の著作物を無断で公衆向けに口述されない権利</p> <p>展示権(25条) 美術の著作物等を無断で公衆向けに展示されない権利</p> <p>頒布権(26条) 映画の著作物を無断で公衆向けに頒布されない権利</p> <p>譲渡権(26条の2) 著作物を無断で公衆向けに譲渡されない権利</p> <p>貸与権(26条の3) 著作物を無断で公衆向けに貸与されない権利</p> <p>翻訳権、翻案権等(27条) 著作物を無断で創作的に加工して二次著作物を創作されない権利</p> <p>二次的著作物の利用に関する原作者の権利(28条) 二次著作物を無断で利用されない権利</p>
	著作隣接権	<p>録音権・録画権(91条)等</p>

(4) 著作権法の特徴

わが国は、著作物が完成した時点で著作権が自動的に発生する、無方式主義を採用しています(17条2項、51条1項)。つまり著作権の発生になんらの手続も必要としません。

無法式主義では、著作物ではなく、特許法等の他の法律で保護されるべきアイデア(発明等)を著作権法で安価かつ長期に保護できるという触れ込みで著作権登録を進める業者が見受けられます。しかし、あくまで著作権法は著作物を保護する法律で、アイデア(発明等)を保護するものではない点に注意が必要です。

(5) 著作権はいつまで保護されるのか?

著作権の保護期間は、原則として著作者の生存期間及びその死後50年間となっています(51条2項)。ただし、無名・変名(周知の変名は除く)の著作物は公表後50年(52条2項)、団体名義の著作物は公表後50年(52条1項)、映画の著作物は公表後70年になります(54条1項)。外国人の著作物の保護期間については、若干の特例が設けられています(58条)。

(6) 著作権を侵害すると?

著作権侵害は、刑事罰や民事責任の対象となります。いわゆる著作財産権や著作者人格権の侵害に対しては「10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金」(119条)、コピーガードを外すプログラム等の配布等に対しては「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金」(120条の2)の刑事罰が課せられます。また、民事責任としては、侵害行為の停止や損害賠償責任があります。

学校教育と著作権 — 教員になるみなさんへ —

学校教育では、他人の著作物を利用しなければならない場面が数多くあります。その都度、著作権者の許諾を得ていると学校教育が円滑に行えないので、著作権法では学校その他の教育機関における複製等について35条をもって特に定めています。

- (1) 著作権法35条について
- (2) 児童・生徒の著作権について
- (3) 著作権法35条の限界

(1) 著作権法35条について

著作権法35条は、著作権の制限のなかでも特に学校その他の教育機関における複製等に関して規定しています。

著作権法35条では、「教育を担任する者」である教員は、「授業の過程」で使用するために著作物を複製することができると規定されています。また、教員だけでなく、授業を受ける者である児童・生徒も同じように著作物を複製することができます。つまり、教員や児童・生徒は授業の過程で使用するためであれば、著作権者の許諾を受けなくても他人の著作物を複製することができるのです。また、複製が認められる範囲であれば、翻訳や編曲、変形や翻案もできます。

ただし、その複製は無制限に認められるものではなく、著作権者の利益を不当に害しないという条件が加えられています。従って、著作権者の経済的利益を害するような複製、変形、翻案等や、著作者が意図した内容とまったく異なるような複製等は認められません。

なお、平成16年3月に著作権法第35条ガイドライン協議会によって「**学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン**」が公表されました。詳しくはこのガイドラインを参照されることをお勧めします。

この「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」では、以下のように定めています。

- 1) 「授業を担任する者」とは「実際に授業を行う者」があたります。
- 2) 「授業」とは「学習指導要領等で示されるもの」であり、具体的にはクラスでの授業、総合学習、特別教育活動である学校行事（運動会等）、ゼミ、実験、実技（遠隔授業を含む）、出席や単位取得が必要なクラブ活動、部活動、林間学校、生徒指導、進路指導などの学校の教育計画に基づいて行われる課外指導が該当します。
- 3) サークルや同好会、研究会等の学校の教育計画に基づかない自主的活動はここでの「授業」には該当しません。

(2) 児童・生徒の著作権について

児童・生徒が創作した著作物にも著作権があります。従って、児童・生徒が授業で創作した著作物であるからといって教員が自由に利用することはできません。

例えば、児童・生徒が授業で創作した著作物を授業以外の学校行事や展示会、教科研究会などの発表に利用する場合や学校のウェブサイトに掲載する場合には著作権者である児童・生徒の許諾が必要になります。なお、児童・生徒は未成年者ですから、保護者の同意も必要になります。ただし、授業で利用する場合は35条の範囲内であれば、許諾なしに利用することができます。

(3) 著作権法35条の限界

著作権法35条の規定では、授業の過程における使用に供することを目的とする場合にはかなり広範囲に著作権者の許諾なしで著作物を利用できることになっています。しかし、無制限に著作権者の許諾なしに利用できるわけではありません。

例えば、授業の過程における使用であっても、市販の問題集や参考書、ドリル等をコピーすること、演劇部員に配布するために演劇脚本をコピーして配布することや、学校のウェブサイトへ自校への道順を示すために地図サイトの地図をコピーすること等は、原則として著作権者の許諾が必要になります。

参考) 35条(学校その他の教育機関における複製等)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を38条1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

著作権情報

以下は著作権に関する情報を扱っている団体等です。

(1) 公的団体

文化庁長官官房著作権課
著作権情報センター

(2) 音楽関係

日本音楽著作権協会 (JASRAC)
ジャパン・ライツ・クリアランス
イーライセンス (e-License)
ダイキサウンド
アジア著作協会
ジャパン・デジタル・コンテンツ信託

(3) 小説・脚本関係

日本文藝家協会
日本脚本家連盟
日本シナリオ作家協会
日本劇作家協会
死せる作家の会

(4) 美術作品・写真作品・デザイン関係

日本美術家連盟
日本写真著作権協会
日本グラフィックデザイナー協会

(5) 出版物関係

日本書籍出版協会
日本雑誌協会
日本複写権センター

(6) 実演・レコード・CD関係

日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター
日本レコード協会

(7) 放送関係

日本放送協会 (NHK)
日本民間放送連盟

(8) ビデオソフト関係

日本映像ソフト協会

(9) 映画関係

日本映画製作者連盟

(10) 広報用ビデオ等の映像関係

映像文化製作者連盟
全国視聴覚教育連盟

(11) コンピュータソフトウェア関係

コンピュータソフトウェア著作権協会
ソフトウェア情報センター

(12) 私的録音・録画補償金関係

私的録音補償金管理協会
私的録画補償金管理協会



京都教育大学

〒612-8522 京都市伏見区深草藤森町1番地

〈お問い合わせ先〉企画広報課

Tel 075-644-8793 E-mail chizai@kyokyo-u.ac.jp

<http://www.kyokyo-u.ac.jp/>

